

佐久市男女共同参画懇話会 次 第

日時：平成 24年 2月 15日

午後 1時 30分～

場所：議会棟2階 第1委員会室

1、 開会

2、 会長あいさつ

3、 会議事項

(1) 第2次佐久市男女共同参画プラン(案)について

4、 閉会

策定経過

H22	5/14	H22年度 第一回懇話会開催 委員の委嘱式 会長・副会長の選出 (1)男女共同参画プランの事業推進状況について (2)第2次男女共同参画プラン策定のためのアンケート調査について 男女共同参画社会に関する佐久市民の意識調査について、目的・調査項目・調査方法・調査時期等の説明
	6/9～7/9	アンケート調査実施 結果は懇話会に提出するとともにホームページに掲載
	8/11	第1次男女共同参画プランの成果及び課題、今後の施策等の報告を各課へ依頼 結果をまとめ、懇話会に提出
	11/19	H22年度第二回懇話会開催 (1)第2次男女共同参画プランの事務局(案)について ・第1次男女共同参画プラン成果等 各課報告書 ・第2次男女共同参画プラン体系図 新旧対照表 ・第2次男女共同参画プラン(案) ・期間内の達成目標 ・男女共同参画社会に関する市民意識調査結果について
	11/30	第2次佐久市男女共同参画プラン素案の各課へ確認 (プランの具体的施策に関係のある各課に内容等の確認・検討を依頼)
H23	12/1	佐久市の最上位計画である「佐久市第一次総合計画」の後期基本計画が審議中のため確定されてから進めよう指示。(H23.11月策定)
	11/18	佐久市男女共同参画推進会議 幹事会(課長)開催 第2次佐久市男女共同参画プラン素案の内容について ・事前に資料を配布済。様々なご意見を頂く中で、特に数値目標について、「具体的施策担当課において、達成目標を設定するべき」とのご意見をいただきました。
	11/30	第2次佐久市男女共同参画プラン素案各課へ「達成目標を設定」を依頼
	12/21	佐久市男女共同参画推進会議 第二回 幹事会(課長)開催 第2次佐久市男女共同参画プラン「達成目標を設定」を報告。検討後承認。
	1/10	佐久市男女共同参画推進会議 委員会(部長)並び市民意見募集手続き審査委員会の合同会議を開催 一部修正後承認。
H24	1/18～1/31	「第2次佐久市男女共同参画プラン(案)」意見募集実施
	2/10	「第2次佐久市男女共同参画プラン(案)」意見募集結果を報告後承認。 結果はホームページに掲載
	2/15	H23年度 第一回懇話会開催 第2次佐久市男女共同参画プラン(案)策定経過説明

資料No.2

「ともにひらく21 第2次 佐久市男女共同参画プラン(案)」意見募集実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 平成24年1月18日～1月31日
- (2) 案の公表方法
 - ① 佐久市ホームページへの掲載
 - ② 市役所人権同和課、各支所総務課に閲覧用として設置
- (3) 意見等の提出方法
 - ① 市役所人権同和課、各支所総務課へ持参
 - ② 郵送
 - ③ ファックス
 - ④ 電子メール

2 意見募集の結果

- (1) 提出された意見 1件1名
- (2) 意見とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

意見とそれに対する市の考え方

No	頁	ご意見の概要	市の考え方
1	3	<p>第二次計画の背景(3頁)には、平成22年の市民意識調査について記載し、男性の方が優遇されていると感じている市民が圧倒的に多くと記載されていますが、平成18年以降、5年間に渡り佐久市として男女共同参画事業を数々実施してきたはずなのに、全く効果がなかったということなのでしょうか。もし、効果が無かったのなら、これら事業を行う意味がなくなるものと味がなくなるものと思われます。</p> <p>そこで、平成18年以降に行った事業に足りなかつた部分を見直す等の観点に立った文章に改めることとしていただきたい。</p>	<p>平成18年度に5ヶ年計画が策定され事業を実施してまいりました。この5ヶ年の事業成果を踏まえ、今回第2次計画(案)を策定しております。ご指摘の「まったく効果がなかった」「事業をやる意味がない」とのご意見ですが、これまでの啓発等で、徐々にではありますが、男女共同参画社会づくり等について認知度は上がってきていますことから、辛抱強く周知・啓発を進めていく必要があります。この第2次計画の意義は、大きいものと認識しております。</p> <p>ご意見のありました「男性の方が優遇されていると感じている市民が圧倒的に多く」の表現を「男性の方が優遇されている・どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている市民は、家庭生活(63.7%)、職場(63.7%)、地域社会(62.2%)の各分野で高く、一方「女性の方が優遇されている・どちらかといえば女性の方が優遇されている」と感じている市民は、家庭生活(5.7%)、職場(4.4%)、地域社会(5.3%)の各分野で低い結果となっており、」と修正します。</p>
2	8	<p>第1節男女共同参画意識づくり現状と課題一(8頁)では、平成22年及び平成18年の市民意識調査を対比し、この5年間であまり変化がなく、むしろ意識の低下が懸念されている(上から9行目)とされていますが、10ページの意識調査の対比では賛成であるものが減少し、反対者が増加しているのですから、性差意識が改善されていることが読み取れます。何故、意識の低下が懸念されるとしているのか分かりません。</p> <p>また、特に20歳代の意識の変化について分析していますが、20歳代について13頁以降の施策の方向では何ら特別な事業が実施されることとはなっていません、現状と課題分析と、施策の一貫性がとられていないので、この点についても見直しを行ってください。</p> <p>更に、上から10行目から13行目については、資料が乗っていません。</p> <p>この(案)全体についていえることなのですが、できれば、各表に番号を振り、どの表を根拠としているのか分かるようにすべきだと思います。</p>	<p>ご意見のありました「意識の低下の懸念」については、20歳代の男女について特に顕著な結果が表れており、若い世代の意識低下を懸念していると表現したかったものです。誤解を招く曖昧な表現でしたので、次のとおり20歳代女性の33.4%、男性の33.3%が、30歳～40歳代の男女と比較して『賛成』と回答した率が高くなっています、若い世代の意識の低さが懸念されます。」と修正します。</p> <p>ご意見の「20歳代に何ら特別な事業が実施されていない」については、男女共同参画意識づくりの推進の具体的な施策で若い人も含めた市民を対象と考えております。</p> <p>ご意見の「10行目から13行目について資料が載っていない」については、「学校教育の場」については、58.3%と数字で表現しています。市民意識調査の資料を全部載せるのは難しいため、資料の一部を抜粋しています。</p> <p>ご意見のありました「各表に番号を振りどの表を根拠としているのか分かるようにすべき」については各表に付番し根拠を分かるよう修正します。</p>
3	16	<p>第2節男女が共に健やかに暮らし、安心して働ける環境づくり現状と課題一(16頁)では、1行目でいきなり長時間労働による被害や…とありますですが、この段落部分は第二次計画の背景(3頁)の上から5行目から8行目で少子高齢化・人口減少・非正規労働者と国の重要課題から並んでいたのに何故、長時間労働が前に来たのでしょうか？</p> <p>佐久市では特に長時間労働が問題になる事例があったのでしょうか。もし、そのような事例があったのなら、そのような事例の概要を書くのが、現状と課題の部分で記述することだと思います。</p> <p>また、市民意識調査の分析で、圧倒的に多い(上から6行目)とありますが、グラフを見る限り圧倒的とは思えません。</p> <p>更に、高齢化率等について記述していますが、その後段部分は一般論であり佐久市の現状と課題が記述されていません。できましたらこの16頁は全面的に書き直し、現状と課題が明確になるように記載していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見については「安心して働ける環境づくり」に対して的一般的な現状を示しています。表現を「現在の、」を「社会経済状況の変化から、」と修正します。</p> <p>ご意見のありました内容について、記述が不十分でしたので、理想とする生活に近いものでは「仕事」と「家庭生活」をともに優先とする回答と、「仕事」「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先とする回答を合わせると59.8%と多く、と修正します。</p> <p>高齢化に伴う様々な問題は、佐久市だけの問題ではありませんのでこのような一般的な表現となっています。原案どおりとします。</p>
4	20	<p>次に、施策の方向(20頁以降)ですが、男女共同参画の中で、現実的に問題となるものはセクシャルハラスメント及びパワーハラスメント、DVであるので、これらを中心にした情報提供や啓発活動を行うべきであると考えます。</p> <p>特に、(10)企業等と連携した労働環境の改善促進及び(11)雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進においては、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントについてきちんと周知・啓発活動が重要となるので、これらに関する施策を実施していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見については、男女雇用機会均等法制度の周知・啓発をすることで労働環境の改善を推進します。原案どおりとします。</p>

5	24	<p>第3節人権の尊重と暴力のない社会づくり現状と課題一(24頁)では、下から3行は必要ですか。もし、この佐久市DV防止基本計画のことを書くなら、施策の方向に記述すべきことではないのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の部分は「施策の方向」10-(19)暴力をなくすための環境づくりにあるので、ご意見のとおり修正します。</p>
6	26	<p>次に、施策の方向では第2節でも記載しましたが、セクシャルハラスメント及びパワーハラスマント、DVについてこの節では具体的な防止策を検討し、施策を決定すべきではないかと考えます。特に、(18)男女共同参画の視点による人権意識の高揚と人権教育の推進においては、その内容欄において、行政等が一体となった人権尊重推進のまちづくりを推進…と推進と言う言葉がダブっていますので、訂正すべきではないかと思います。</p> <p>更に、前期5か年(平成18年～22年)で一般論の周知や啓発は終了しているものと思われますので、セクシャルハラスメント及びパワーハラスマント等の具体例を参考にした施策を行うべく検討すべきでは無いでしょうか。具体的には、市町村幹部、自治区役員、PTA役員、教職員、議員、各種委員会役員等的を絞った啓発活動を徹底していただきたいと思います。</p> <p>中でも、佐久市内自治会組織や区の幹部役員の中には、都市部の市町村の役員に比べ人権を無視した言動を取る人が認められますので、このような人権意識の低い役員に徹底した人権意識の周知、啓発を行うべきであると考えますので、是非とも具体的な施策を検討し実施してもらいたい。</p>	<p>「人権尊重のまちづくり」と修正します。</p> <p>男女共同参画社会づくりの周知・啓発等意識の浸透は一朝一夕にはなかなか進みません。引き続き推進して行きます。</p> <p>セクシャルハラスメント及びパワーハラスマント等の施策は男女雇用機会均等法制度の周知・啓発をすることで、労働環境の改善につながる施策との認識です。</p>

第2次計画策定の背景

近年、急速に進む少子高齢化の進展、また国内外の社会経済情勢の著しい変化に対応していくためには、男性も女性も共に社会を支える対等な構成員として、個々人の持てる能力を十分に発揮できる環境の整備が緊急かつ重要な課題であるとして、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

その後10年を経て、本格的な少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、長時間労働や自殺者の増加など社会が抱える問題はさらに深刻化しています。

これらを解決するためには、男女共同参画社会の形成が一層加速されることが必要不可欠として、国においては平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

これによって各自治体においても地域の特性に応じた実効性のあるプランの下、男女共同参画社会実現のための施策を強力に推進するよう求められているところです。

本市における高齢化率（65歳以上の高齢者が総人口に占める割合）は、国の10年先を進む形となっており、活力ある経済活動、地域活動の維持、また、生きがい豊かな高齢社会の構築が大きな課題といえます。

平成22年度に実施した「市民意識調査」によると、「男性の方が優遇されている・どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている市民は、家庭生活（63.7%）、職場（63.7%）、地域社会（62.2%）の各分野で高く、一方「女性の方が優遇されている・どちらかといえば女性の方が優遇されている」と感じている市民は、家庭生活（5.7%）、職場（4.4%）、地域社会（5.3%）の各分野で低い結果となっており、社会のほとんどの場で、いまだ男女の不平等感が色濃く残っていることがうかがえます。

また、市に最も望むことは、「仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する」が最も多くなっており、仕事と家庭生活を両立できる環境整備が不十分な状態であることも否めません。[頁10 表1-5、1-6、頁11表1-7、1-8]・[頁18表2-3]

これらの状況を踏まえ、男女が互いの人権を尊重し合うことを根本に、性別に関わりなく多様な意見が反映される基盤をつくり、全ての人が豊かに暮らせる社会を構築することを目指して、第2次佐久市男女共同参画プランを策定するものです。

計画の目的

この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会を形成するための指針となるものです。市では、この男女共同参画社会基本法で定義している「男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に發揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」を目的と掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念をふまえ、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本計画は、行政はもとより、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に取り組むとともに、家庭、地域、団体、企業等社会全体で取り組んでいくためのものです。
- (3) 本計画は佐久市の最上位計画である「第1次佐久市総合計画」を補完し、具現化していくものとして緊密な連携を保ち、男女の人権尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現を目指します。
- (4) 本計画は、具体的な施策とそれを所管する部所を明記し、さらにその達成目標を数値化して、達成度を測ります。

計画の期間

本計画の期間は、平成24度から平成28年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の推進状況等により、必要に応じ見直しを行います。

計画の重点目標

- I 男女共同参画意識づくりの推進
- II 仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備の推進
- III 男女間のあらゆる暴力の根絶

また、男女共同参画社会づくりを市の政策として推進するため、「佐久市男女共同参画推進条例（仮称）」を本計画期間内の早期に制定することを目指します。

第1節 男女共同参画意識づくり

現状と課題

男女がお互いを認め合い、対等な構成員として尊重し合うことのできる社会を構築するためには、長い歴史の中で固定化されてしまった性別による役割分担意識を解消していくことが必要であり、重要なことです。

平成22年度に市で実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下 市民意識調査という。）によると、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識について、30%以上（賛成・どちらかといえば賛成の合計）の人が「賛成」と答えています。その中で特に注視したいのは、20歳代女性の33.4%、男性の33.3%が、30歳～40歳代の男女と比較して「賛成」と回答した率が高くなっています。若い世代の意識の低さが懸念されます。〔表1-1、1-2、1-3〕

また、男女平等に関する質問に対しては、「学校教育の場」について58.5%の人が男女が平等になっていると認識していますが、家庭生活・職場・地域社会等については63%前後の人人が「男性優位」と感じており、特に「社会通念・慣習」については70%の人が「男性優位」と回答しています。〔表1-5、1-6、1-8、1-10〕

現在、佐久市においても高齢化が進行しています。その中にあって、活力のある地域社会を維持していくためにも、男性も女性も、共に協力して家庭や社会を担っていくとの意識に立てるよう、意識啓発をさらに充実させていくことが必要です。

次に、これから社会の担い手となる子ども達は、性別を問わず一人ひとりの持っている力を發揮し、対等に社会を構築する責任を持つことが期待されています。その点からも、人間形成の基礎をつくる幼児期から、男女共同参画の理念に基づいた教育を受けていくことが非常に大切です。教育に直接携わる保育士や教職員、そして保護者が男女平等および男女共同参画意識についての理念を正しく理解し、日常の学校や家庭における教育の中で子ども達に伝えていくことが重要です。

また、行政に携わる職員が、男女共同参画意識についての理念を正しく理解し、男女共同参画の視点で行政運営ができるようにすることも重要です。

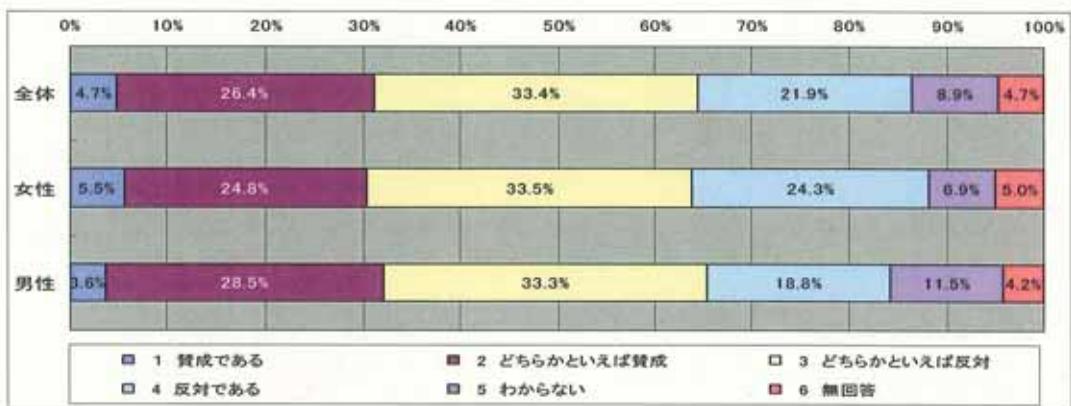
さらに、地域社会の中に女性の意見を多く反映させていくためには、行政や職場、地域等の方針決定の場に積極的に参画できる女性を養成していくことも重要です。現在推進している佐久市女性リーダー養成研修等の事業を通じ、地域社会に貢献できる人材の育成が更に必要です。

※男女共同参画社会に関する市民意識調査 新佐久市として平成18年度に「佐久市男女共同参画プラン」（期間：H18年度～H22年度）を策定し、このプランに基づき男女共同参画社会づくりの実現に向けて事業を推進してきた。平成22年はプラン期間の最終年であり、事業の成果等現状と課題及び市民の意識等を的確に把握し、第2次佐久市男女共同参画プラン策定の基礎資料を得ることを目的とし、平成22年6～7月に、市内の満20歳以上の男女1000人を対象に無作為抽出により実施しました。

●性別役割分担意識について

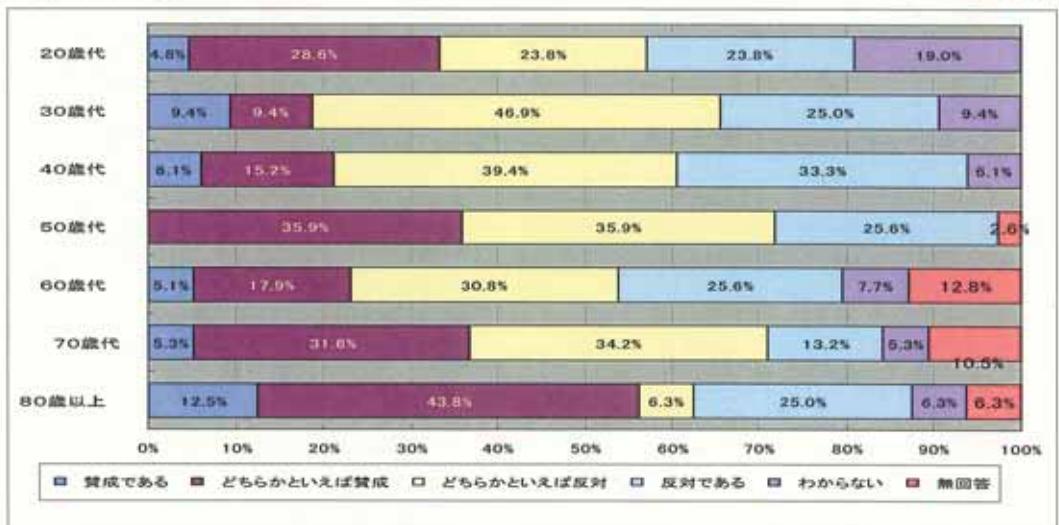
「男は仕事、女は家庭」というような、性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。

[表 1-1]



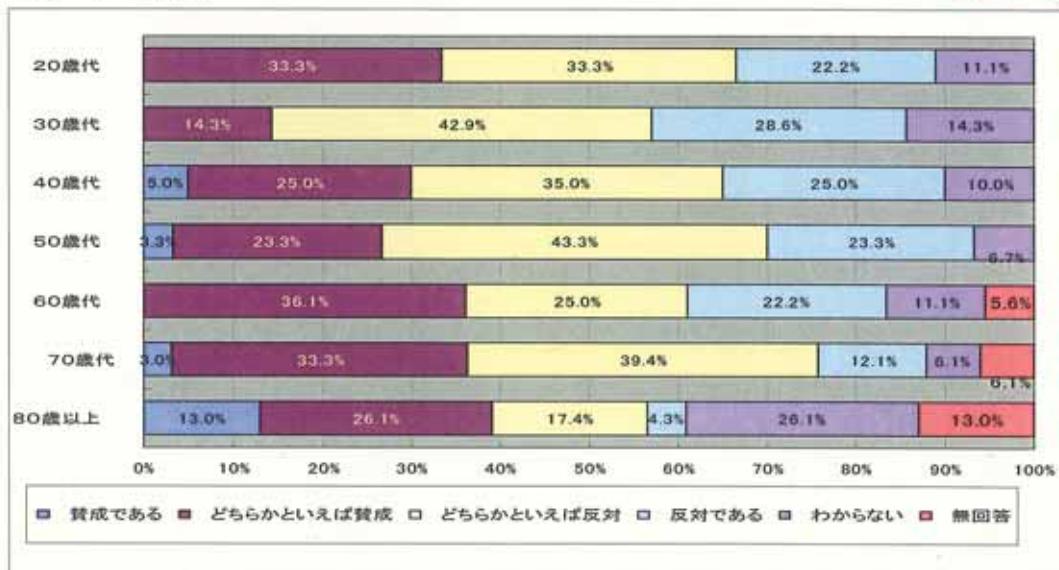
女性 年齢別

[表 1-2]



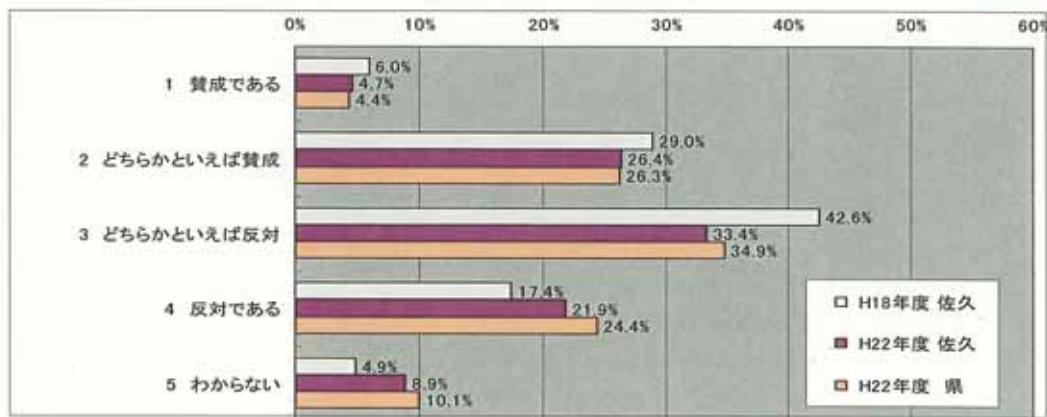
男性 年齢別

[表 1-3]



「平成 18 年佐久市調査結果」と「平成 22 年長野県調査結果」との比較

[表 1-4]



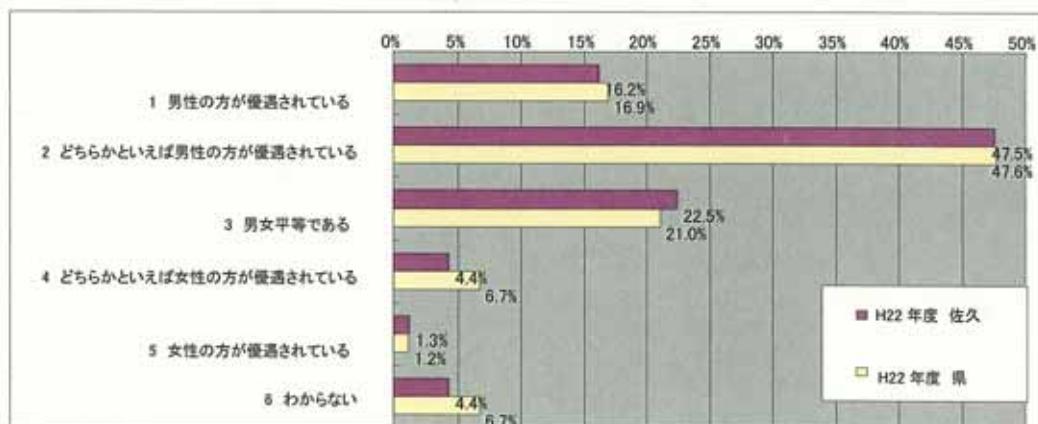
●世の中の男女平等について

次にあげる分野で、男女は平等になっていると思いますか。

家庭生活

—県との比較—

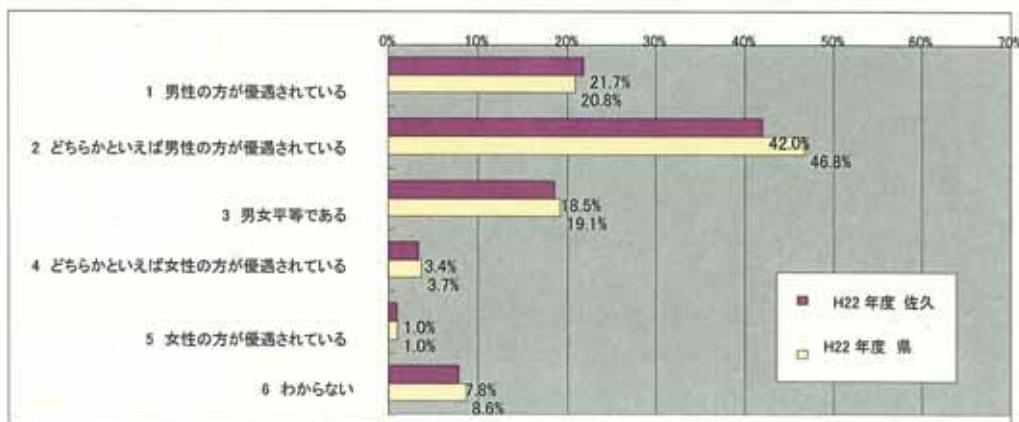
[表 1-5]



職場

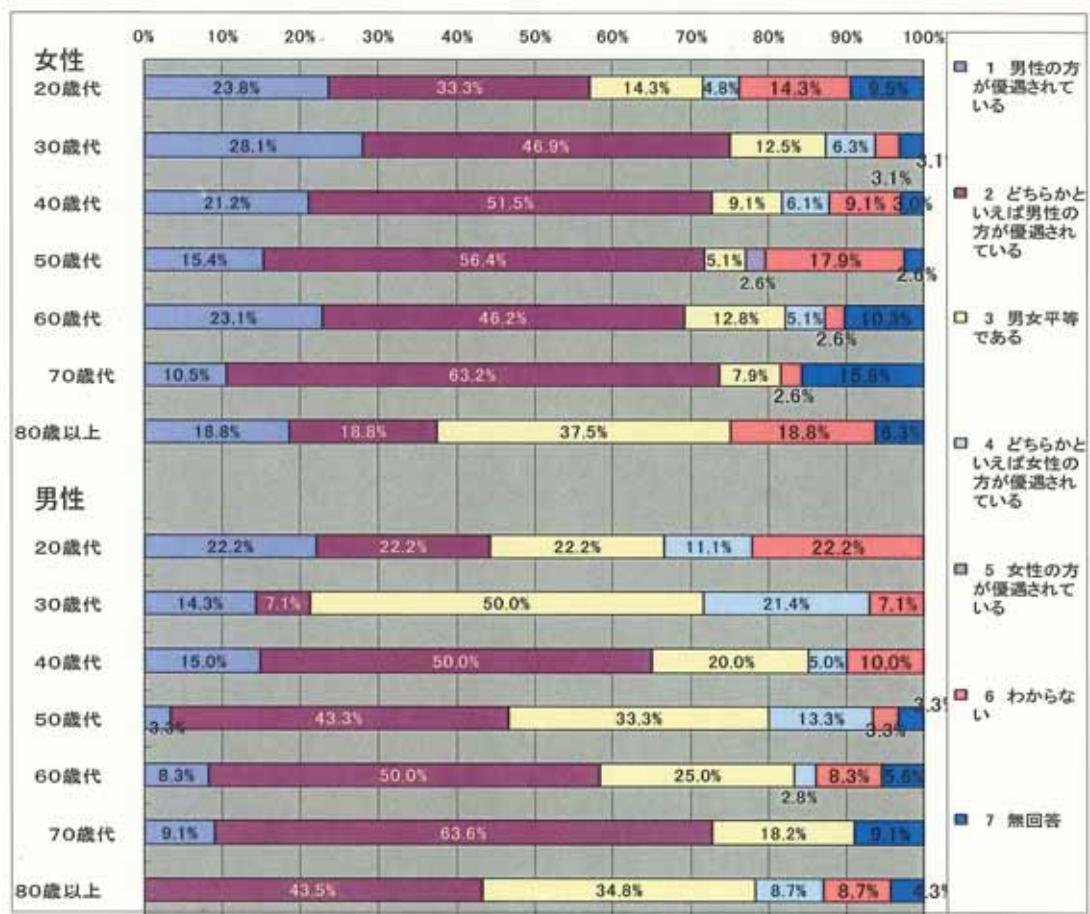
—県との比較—

[表 1-6]



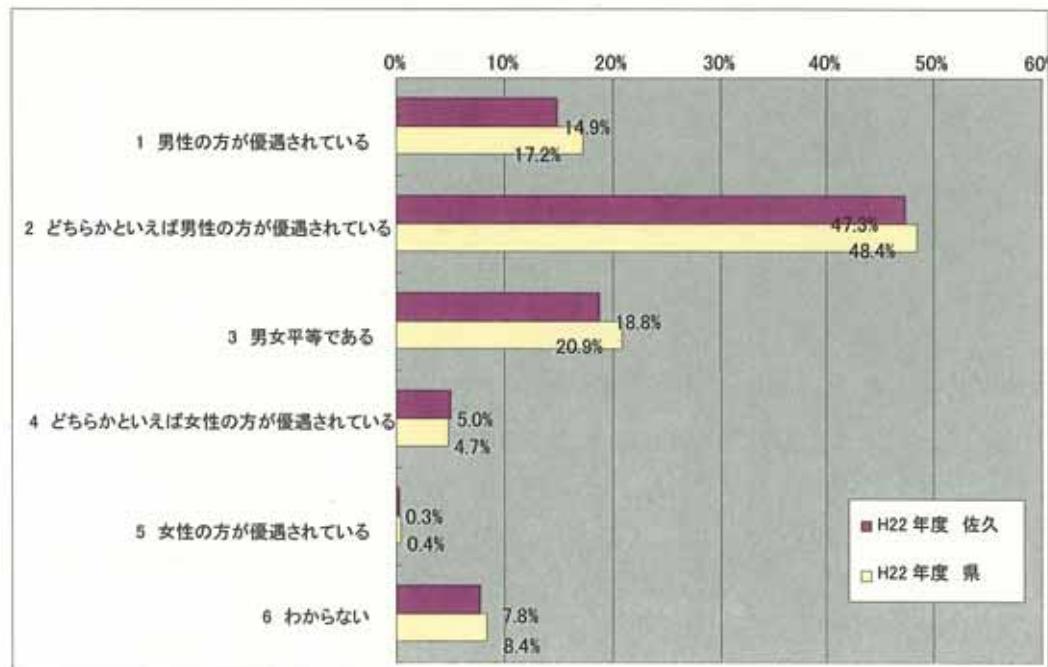
地域社会

[表 1-7]



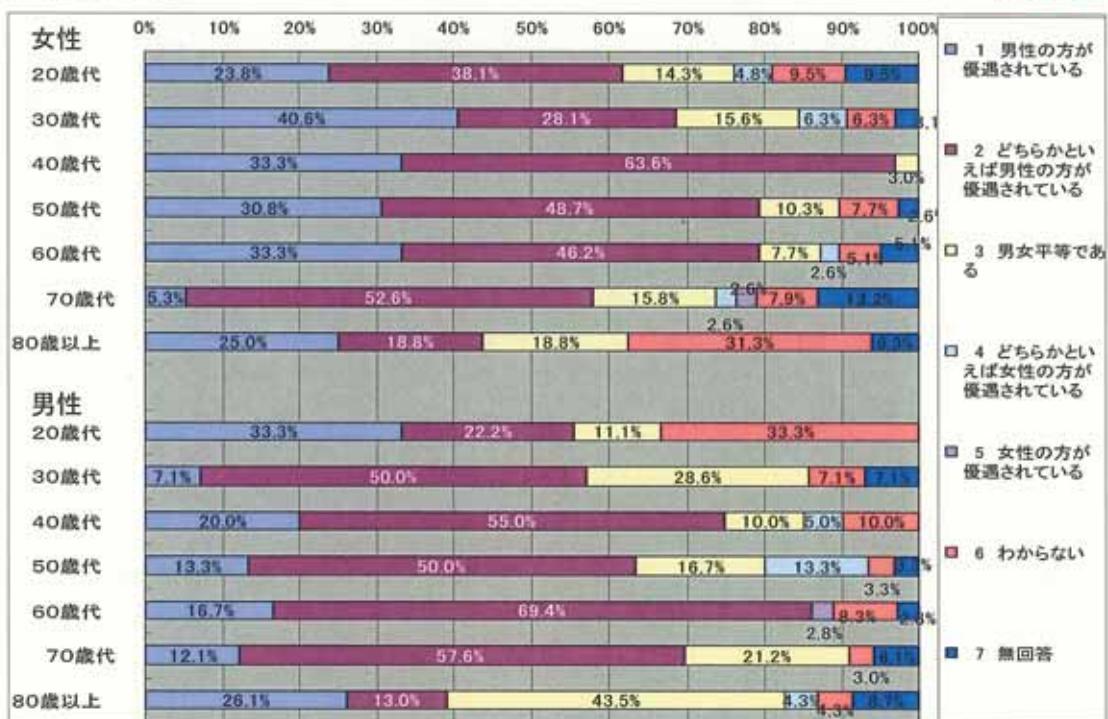
一県との比較

[表 1-8]



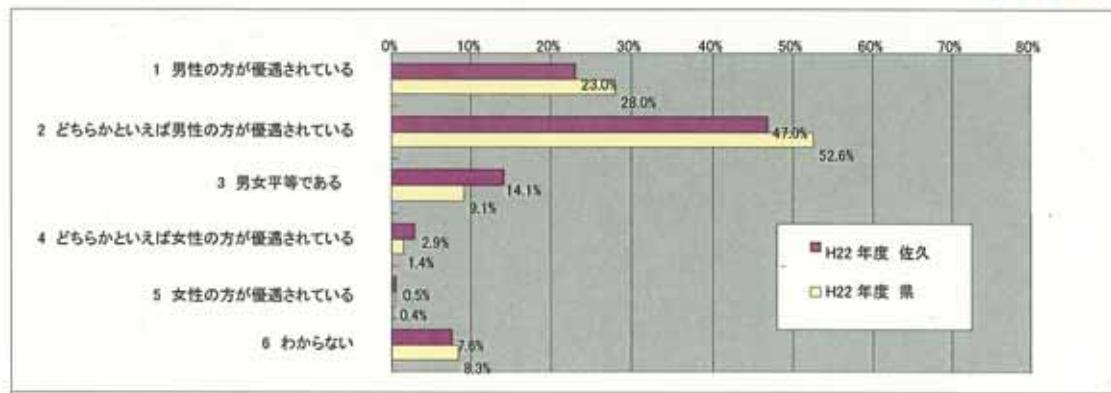
社会通念・慣習

[表 1-9]



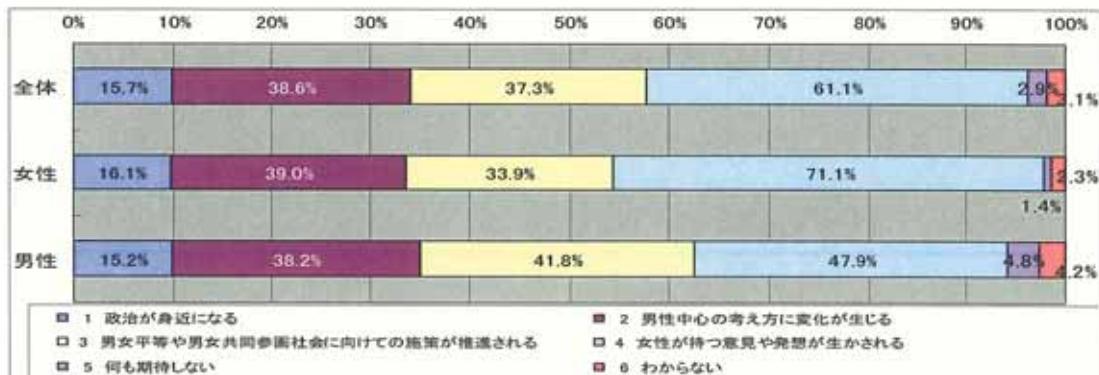
一県との比較

[表 1-10]



●政策の立案や決定などについて

政策決定の場に女性が増えることで何を期待しますか。いくつでも選んでください。[表 1-11]



資料：平成 22 年度「男女共同参画社会に関する市民意識調査」結果

第2節 男女が共に健やかに暮らし、安心して働く環境づくり

現状と課題

社会経済状況の変化から、長時間労働による健康被害や、急激な少子高齢化、労働力人口の減少などが社会的に大きな問題となる中で、働く一人ひとりが健康を害することなく、仕事と育児・介護等を両立しながら安心して働き、生活を送るための環境づくり、「ワーク・ライフ・バランス」が大切です。

佐久市の「市民意識調査」では、20歳代から50歳代の現役世代で、理想とする生活では「仕事」と「家庭生活」をともに優先とする回答と、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先とする回答を合わせると59.8%と多く、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をバランス良く調和させながら生活することを望んでいますが、現実には仕事を優先せざるを得ない実情がうかがえます。〔表2-1、2-2〕

一方、女性を取り巻く労働環境も改善が図られてはいるものの、仕事と家庭生活（家事・育児・介護等）との両立を図りながらの就労には依然厳しい現状があります。

同調査の、「男女共同参画社会づくりを進めるために、市として力を入れていくべきこと」についての回答では、男女とも「仕事と育児や介護を両立させるための支援策を充実する」が最も多くなっています。〔表2-3〕

企業の側にも、男性も女性も仕事と生活を両立させ、自ら希望するバランスでさまざまな活動を展開できるような環境整備が求められています。行政としても多様な働き方をサポートする子育てや介護支援サービスの充実が必要です。

佐久市の高齢化率（65歳以上の高齢者が総人口に占める割合）は、25.9%（H23.10現在）と全国平均よりも高くなっています。しかし高齢者の就業率が全国平均に比べて高いとの特徴もあり、今後も健康寿命を延ばす施策をさらに広く展開していくことが望まれます。その中で、高齢者人口の増加に伴い、要介護高齢者数の増加が予測されます。在宅介護を行っている家庭に対しては、介護の負担が女性に集中することのないよう、社会全体で支える仕組みを充実させるとともに、男性も介護に積極的に参加するような環境づくりを進めていくことが必要です。

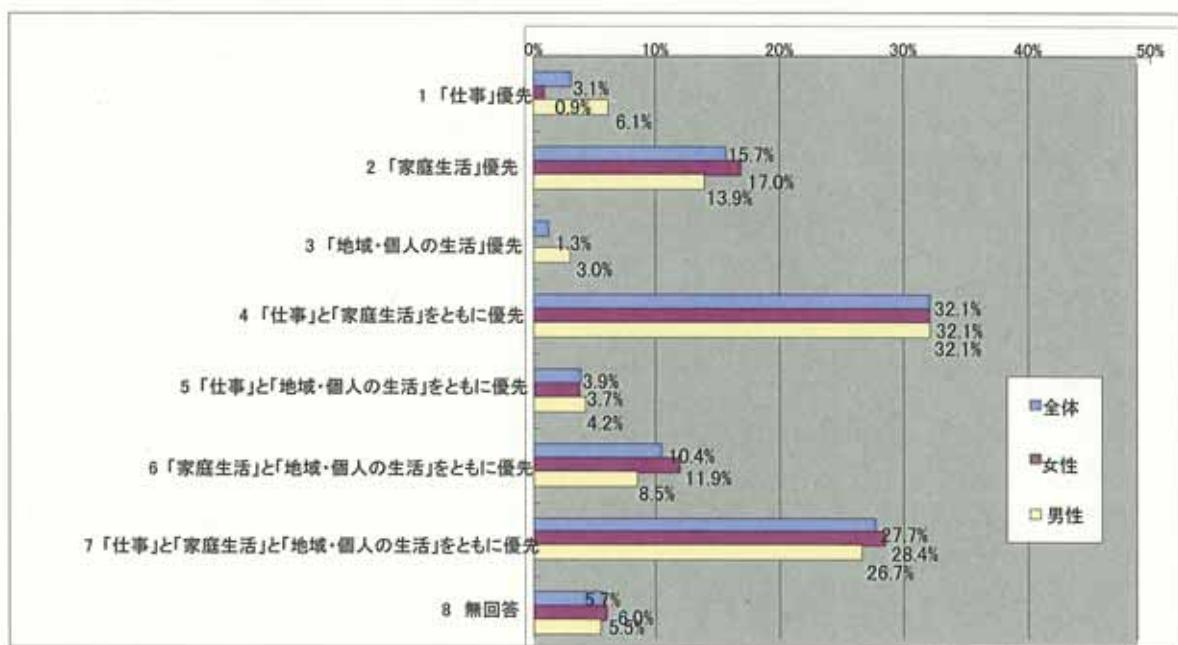
また、市民の生涯にわたる健康を支援するため、各種検診の受診率向上に向けた取り組みの強化や、女性特有のがんに対する対策、妊娠・出産期の健康保持のための支援等の充実が必要です。

※ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味です。仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

●家庭生活と他の活動との両立について

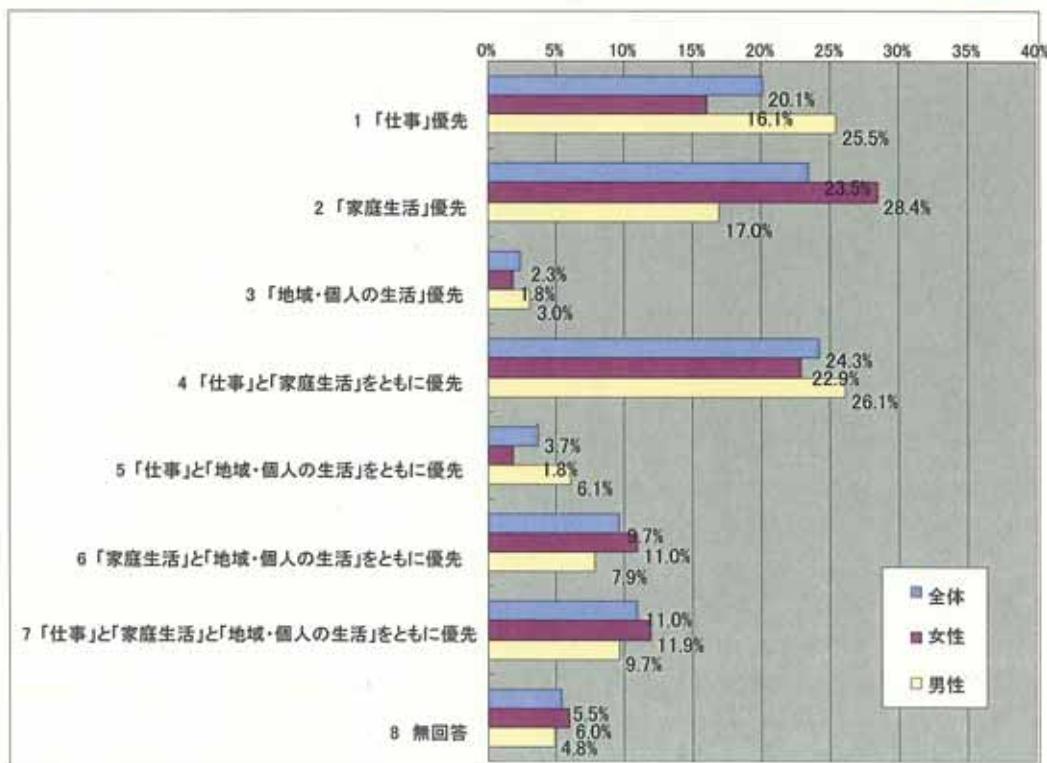
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたが理想とする生活に最も近いものを選んでください。

[表 2-1]



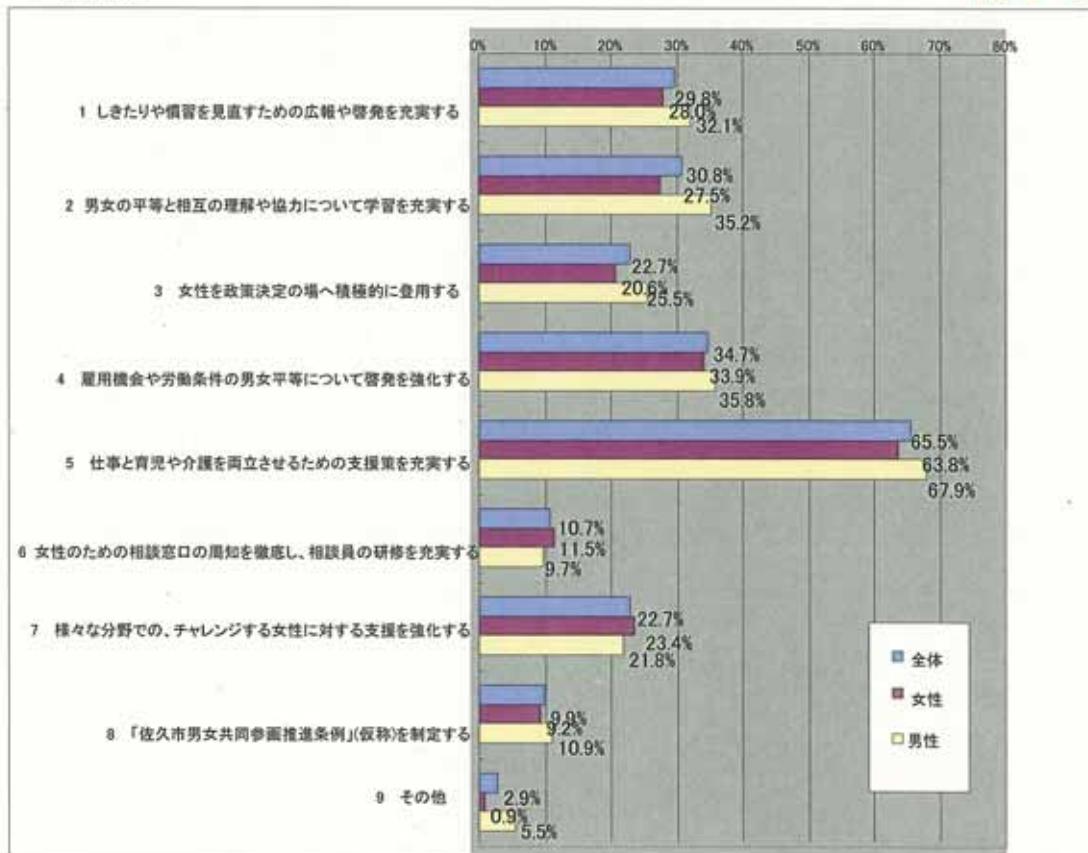
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの現実の生活に最も近いものを選んでください。

[表 2-2]



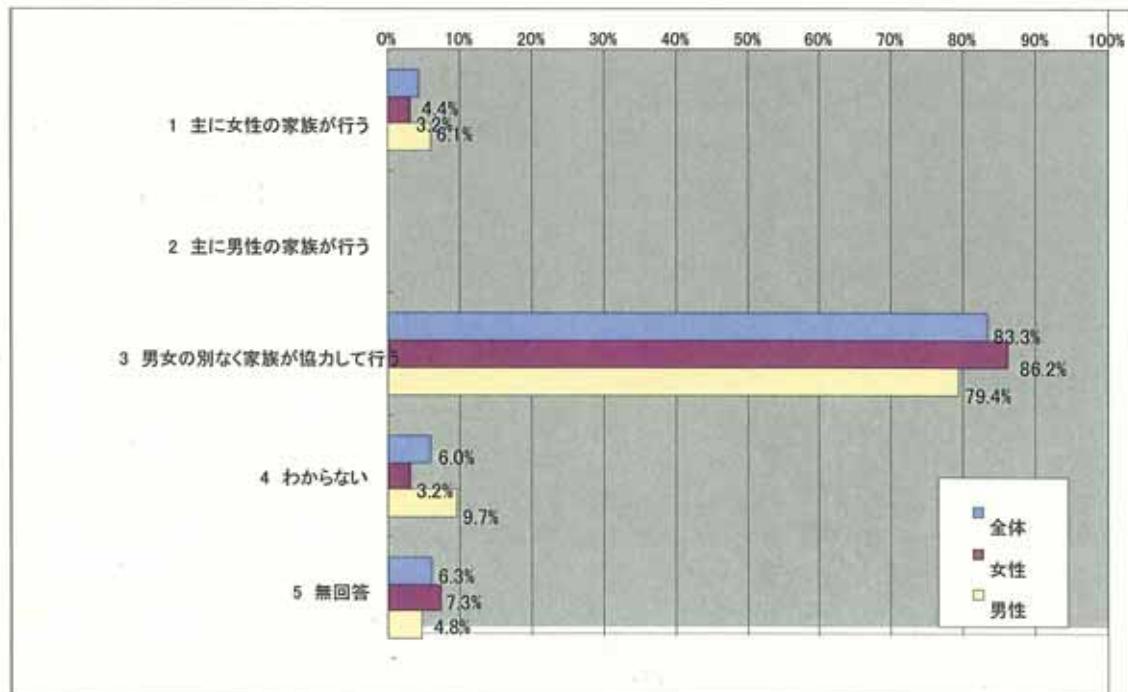
男女共同参画社会づくりを進めるために、市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。

[表 2-3]



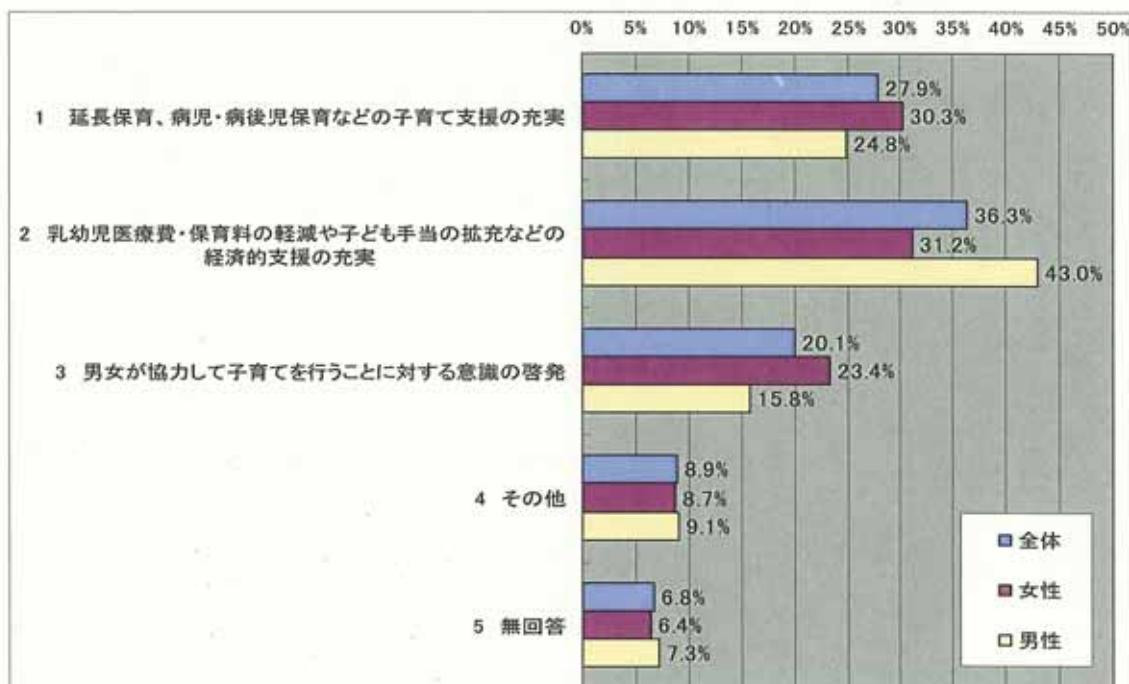
在宅介護の場合、誰が行うのが良いと思いますか。お考えに近いものを 1 つ選んでください。

[表 2-4]



少子化対策としてどのようなことが重要だと思いますか。特に重要なと思われるものを 1 つ選んでください。

〔表 2-5〕



資料：平成 22 年度「男女共同参画社会に関する市民意識調査」結果

第3節 人権の尊重と暴力のない社会づくり

現状と課題

性別、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、一人ひとりの人権が尊重され、互いの個性を認め合いながら、対等な関係をもって住み良い社会を築いていくことは、誰もが願うところです。

しかし、現実の社会では、文化や人種の違いによる偏見、さらに女性、子ども、障がい者、高齢者に対する差別など、解決すべき様々な問題を抱えています。

差別のない社会を実現するためには、きめ細かな周知・啓発活動を推進して、市民一人ひとりの人権尊重の意識が高まり、その精神が根付いていく必要があります。

なかでも女性に対する暴力は、男女の社会的地位や経済格差、性別による固定的な役割分担意識等から、女性を男性より劣る性と見るような意識や、強い者から弱い者への支配という人権を無視した考え方からひきおこされているものです。

特に配偶者等からの暴力（[※]ドメスティック・バイオレンス、「DV」）は、家庭内で行われることが多いため潜在化しやすく、激化し被害が深刻化する状況が見受けられます。

このような被害をなくすため、「DV」は犯罪行為も含む重大な人権侵害であるとの正しい認識を市民に周知し、身近で起きた場合は積極的に通報するような意識づくりが必要です。

※ドメスティック・バイオレンス(DV) 同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことです。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。DVの防止と被害者の保護を図るために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）が2001年10月に施行されました。

●配偶者等からの暴力「DV」について

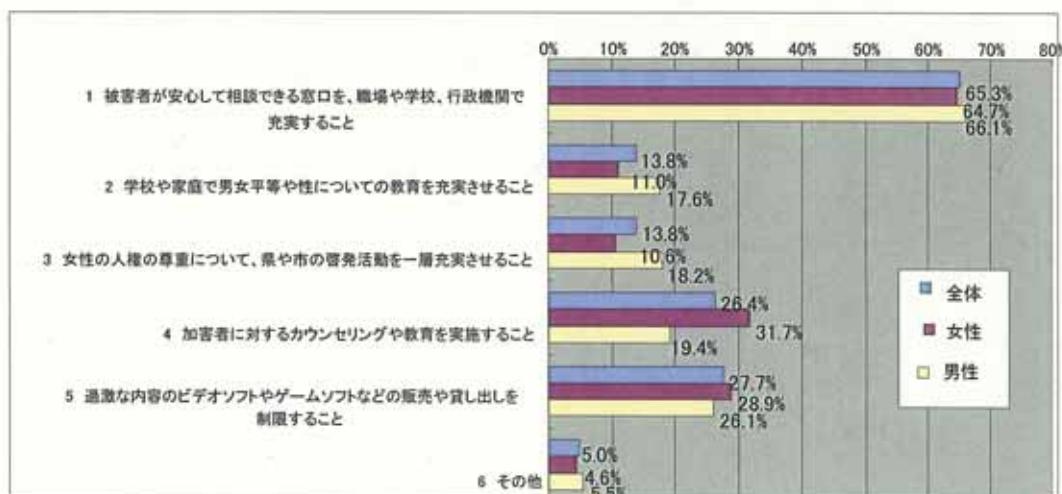
配偶者や恋人などから、「DV」を受けたことがありますか。またそのようなことをされた人を知っていますか。

〔表3-1〕



性犯罪、DV、セクシャル・ハラスメントなど、女性に対する暴力への対策として、どのようなことをしていったら良いと思いますか。重要と思われるものを2つ選んでください。

〔表3-2〕



資料：平成22年度「男女共同参画社会に関する市民意識調査」結果

施策の方向

9 男女共同参画の視点による人権の尊重

具体的施策	内容	担当
(18) 男女共同参画の視点による人権意識の高揚と人権教育の推進	市職員の人権同和研修会を開催し、男女平等を始めあらゆる平等意識の啓発を図ります。	職員課 人権同和課
	佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画に基づき、学校、地域、職場等のあらゆる場において、人権啓発を推進し、市民、学校、行政等が一体となった人権尊重のまちづくりを推進します。	人権同和課
	学校行事やPTA研修、また、地域活動の中で機会あるごとに学習できるよう、啓発資料や情報提供を図ります。	学校教育課 生涯学習課
	各地域での育成活動やジュニアリーダー研修をはじめとする青少年健全育成事業を推進します。	生涯学習課

10 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標 III

具体的施策	内容	担当
(19) 暴力をなくすための環境づくり	第2次佐久市男女共同参画プランを市の「DV防止基本計画」と位置付け、男女間のあらゆる暴力の根絶を推進します。	福祉課
	配偶者暴力及び児童・高齢者虐待など、あらゆる暴力を未然に防ぐため、啓発の推進と支援体制の充実を図り、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。	福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課